

ご連絡

平成 29 年 8 月 25 日

法律事務所

氏代理人



殿

東京都

貴職らが、私の子どもを誘拐し金銭を要求している件に際し、ご連絡を致します。

突然、子どもが拉致され拉致した者の金銭要求に応じるしかない裁判所ゲームのルールを理解できない、未成年者の祖母であるが、私に代わり請求されている全額を平成 29 年 8 月 25 日に、未成年者同様に単独実効支配している未成年者名義の銀行口座に振り込んだことをご連絡致します。

貴職らにより、突然、孫と生き別れにされた未成年者の祖母が、少しでも解決の為に参加したいという願望に因るもので、立替に対しては私が返済を行うものです。

同口座は、拐取された未成年者の出生以来、その祖父母や叔母、その他親族が、未成年者の健やかな成長を願い積み立てていたもので、拐取後の七五三の祝いもしたいと強く願っておりました。未成年者とその親族を断絶させる行為を教唆する者達に、報酬を支払う為のものになったことは無念でなりません。

またこのように支払いについて、毎月書面で説明をしているにも関わらず、私が養育費を払うつもりが無いと主張する書面の提出を裁判所に行くことは、金銭欲だけでは無く、攻撃欲が抑えられない証左であり、弁護士倫理にも明らかに反する行為です。

子を誘拐し断絶を強要しながら、虚偽主張を繰り返す貴職らが、信用できない人物であることは明かである為、法律事務所の口座へ金銭を振り込めという非道な要求には応じることはできません。また、子の養育費から幾ら搾取するのも明かさない営利目的の誘拐行為の実行者への口座に振り込むことができないことは説明するまでも無いことです。

既に幾度と無くお伝えしている通り、引き続き以下の通り要求致します。

1. 誘拐したのだから誘拐されるという不安については、そのような児童虐待行為は真似できないと再三お伝えしている通りである。声も聞かせぬ断絶強要には、その言い掛かりに因る理由も当てはまらない、再三伝えている通り、直ちに未成年者とのビデオ通話を要求する。
2. 未成年者の健やかな成長や夫婦の老後の為に妻に託している預金について、別居時の残高を明らかにせず費消済みを主張するが、貴職らが、未成年者や夫婦の未来の為に預金や今後の振り込みから、いくらの成功報酬を搾取する契約となっているのかを明らかにせよ。金銭を支払ったものとして、その使途内容を知る権利があり、要求する。
3. 生き別れを強要させられた息子の誕生日に私が送った、バースデーカードを手にした息子の写真を送るように嘆願しているが、それにさえ応じない理由を説明せよ。

お金

払いましゅうた。

どうか孫に金を出して下さい。

